

2. 意思表示

Date

/

Date

/

Date

/



意思表示に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 錯誤によって意思表示をした者に重大な過失があった場合には、相手方が表意者に錯誤があることを重大な過失によって知らなかったときでも、その表意者は、意思表示を取り消すことはできないが、その意思表示の相手方は、意思表示を取り消すことができる。
- 2 詐欺によって意思表示をした者に重大な過失があった場合には、その表意者は取消権を行使することができないが、表意者の債権者は取消権を行使することができる。
- 3 土地の売買契約が通謀虚偽表示によるものであった場合、買主から善意でこの土地を譲り受けた第三者から、さらにこの土地を譲り受けた者は、悪意であってもこの土地を取得することができる。
- 4 強迫によって、表意者が完全に意思の自由を失った状態で行った法律行為であっても、取り消されるまでは有効である。
- 5 第三者の詐欺によって売買契約を締結した者は、契約の相手方が詐欺の事実を知っていたときに限り、この売買契約を取り消すことができる。

正解
3

2. 意思表示「意思表示」

1 妥当でない

民法95条3項柱書は、「錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消し〔錯誤による意思表示の取消し〕をすることができない。」と規定しているところ、同項1号は、「相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。」を掲げている。そして、同法120条2項は、「錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。」と規定している。したがって、錯誤による意思表示をした者に重大な過失があった場合でも、相手方が表意者に錯誤があることを重大な過失によって知らなかったときは、表意者は、その意思表示を取り消し得る。また、錯誤による意思表示の相手方は、その意思表示の取消権者ではないので、取り消すことはできない。

2 妥当でない

錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる（民法96条1項、120条2項）。詐欺による意思表示をした者に重大な過失があった場合においても、その表意者は取消権を行使できる。また、表意者の債権者は同法120条2項の取消権者にはあたらないが、債権者代位権（同法423条1項本文）に基づき取消権を代位行使する余地はある。

3 妥当である

虚偽表示による意思表示の無効は善意の第三者に対抗することができない（民法94条2項）。そして、善意の第三者は確定的に権利を取得し、この善意の第三者からの転得者は、たとえ悪意であっても、その権利を承継取得すると解されている（絶対的構成 大判昭6.10.24）。

4 妥当でない

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる（民法96条1項）。もっとも、表意者が強迫され、完全に意思の自由を失っている状態でなされた意思表示は当然に無効であって、同法96条1項の適用はないと解されている（最判昭33.7.1）。

5 妥当でない

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民法96条2項）。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は**3**となる。